

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目			
1	第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法	(2)調整計画の位置付け		策定について	長期計画策定委員会の役割そのものが曖昧であり、行政の革新が見えない。調整の名の下にやるべきことを先送りしている。市民会議も市職員は傍聴しているだけで市民と協議していない。市民も市職員も生かされておらず主役が不在である。策定委員会は本音の意見書を市長に提出してください。	策定委員会を中心に市民参加、議員参加、職員参加による策定をしてきたところであり、市長への答申は、様々な意見を踏まえて、策定委員会が決定しています。
2	第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法	(3)調整計画の位置付け		策定について	・意見交換会の存在意義は？2010年に、児童館のヨガサークルの方々中心に説明会で反論したが効果なく意見交換会で発言したものの、議員には「5年前には誰も文句言って来なかった」と言われた。今回はまとめてくださる方がいて署名活動になりやっと意見の存在を認めてもらえるものと思ったら、策定委員長に「ここに来ていない人の意見もあるから」と言われた。結局、意見交換会と言いつつも、行政のシナリオと合わない意見だと採用しないということなのか。 ・「床面積を増やしたくない」との発言に対して、間違いかもしれない将来予測のために目の前の待機児童や満杯の学童、半分に削られた児童館で窮屈な思いをしている児童に対して何も策をとらずに放置するというなら、何のための調整計画策定委員会か？と存在意義を問いたい。	策定委員会では、20回の委員会、11回の作業部会、6回(圏域別3か所を2回)の市民意見交換会等、議論を重ねてきました。また、無作為抽出市民によるワークショップの実施等、時代に即応した市民参加の手法を取り入れ、積極的に市民意見を聴取した上で調整計画案を策定しました。
3	第1章 これまでの実績と情勢の第1章	I. 第五期長期計画の取り組み	2. 子ども・教育	待機児童対策	グループ保育室開設を実績として挙げるのであれば、その弊害である「三歳の壁」に対応できていない事に対し、自己批判の記述が必要と考えます。	待機児童対策に関する事業評価については「子どもプラン武蔵野」の中で実施しています。
4	第1章 これまでの実績と情勢の第1章	I. 第五期長期計画の取り組み	3. 文化・市民生活	ふるさと歴史館	費用対効果がかかり現れているのか検証し(少なくとも入館者数には表れていません)自己批判と今後の課題も盛り込むべきと考えます。	ふるさと歴史館の事業評価については、「武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針」の中で実施することとしています。
5	第1章 これまでの実績と情勢の変化	I. 第五期長期計画の状況		結果や検証	積極的に推進した施策について、行った事実は書いてあるが、その結果や検証が一切無い。自己批判精神なくして、どんな調整ができるのだろうか？職員同士で妻めあうだけなら庁内で勤務時間外に自腹でやって下さい。	各事業の評価や進行管理については、個別計画の中で実施しています。
6	第1章 これまでの実績と情勢の第1章	市民を取り巻く情勢の第1章	3. 桜堤地区を中心とした人口増	桜堤地区を中心とした人口増	今後具体的にどのような対策をとるのかを示していただきたい。桜野小学校や第二中学校が他の学校より教育生活指導面で劣ることがあるのではないかと。	局所的な乳幼児・児童の増加への具体的な対策について、第3章施策の体系に記載しています。
7	第1章 これまでの実績と情勢の変化	市民を取り巻く情勢の変化	3. 桜堤地区を中心とした人口増	桜堤地区を中心とした人口増	桜堤地区住民として、年少人口の増加に対応するためには施設を新設(もしくは仮設)するなどの思い切った施策の転換が必要だと実感している。施設の床面積を増やさないとお題目を馬鹿みたいに守ってはいはこの問題は解決しない。これを調整できずして何が調整計画だ。	意見として承ることとします。
8	第2章 調整計画の基本的な考え方	I. 第五期長期計画の基本的な考え方	1. 市民自治の原則	市民自治の原則	昭和46年当時と現在の市民では、市民自治の理解・実行力が全く違うのではないかと。実際コミュニティにおける活動(学校・団地・地域団体等)をしてみると、運営側は「市からの指示待ち」、参加者側は「お客様」ばかりで、そこに「自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負う」姿勢は感じられない。長期計画・調整計画というシステムを続けるのであれば、はなから市民が自治意識を持っているものとするのではなく、啓蒙活動を行うなど市民の自治意識を向上させる必要があると考えます。	計画案の行・財政分野 基本施策1 (3)「市政運営に関する基本的なルールの体系化」の中で、市民自治を原則とした市政運営を行うため、市民意識の醸成に努めることを記載しています。
9	第2章 調整計画の基本的な考え方	I. 第五期長期計画の基本的な考え方	1. 市民自治の原則	市民自治の原則	市民自治の原則が触れているが、この文言を担保するために、多くの市民に地域活動の情報を提供し、取り組みについても紹介する中間支援組織(仮称「市民活動支援センター」)の設置について研究する。(運営は、指定管理者としてNPO法人に運営・企画することを想定している。)	武蔵野プレイスは、活動したい人に対して団体の紹介、相談や社協と連携しコーディネート機能も担っています。また、ファシリテーター養成講座も実施しており、中間支援機能を進める取り組みは行っているため、調整計画案はこのままとします。
10	第2章 調整計画の基本的な考え方	II. 調整計画全体に関わる視点	2. 地域コミュニティ、地域活動の支援と協働	地域コミュニティ・地域活動の支援と協働	市民の自治意識の向上がなくては話にならない。現在もコミセンや各活動団体の運営委員の高齢化・固定化が進んでいる。今までコミュニティ活動を支えてきた自営業者や専業主婦が減少し、地域外に通勤する市民や共働き家庭が増えているという状況の変化を織り込んでいるのか疑問だ。	地域人材や組織の育成・支援については、調整計画全体に関わる視点の2「地域コミュニティ、地域活動の支援と協働」の他、各分野において記載しています。
11	第2章 調整計画の基本的な考え方	III. 調整計画の重点取り組み	2. 多様な主体による子育て支援施策の実現	多様な主体による子育て支援施策の実現	「妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育てを支援する」の「を」の位置がおかしい。今のままで「子育て」という文言には馴染むが、「子ども」は「妊娠・出産期から切れ目のない子どもを支援する」となり、意味不明。正確に伝えるのであれば「妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育て支援をする。」でないと意味が通らない。	より分かりやすい表現にするため、「妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育て支援を行う。」に修正しました。
12	第2章 調整計画の基本的な考え方	III. 調整計画の重点取り組み	2. 多様な主体による子育て支援施策の実現	待機児童対策	「待機児童解消のための保育所施設の整備」→「保育ニーズに沿った保育所施設の整備」への変更を求めます。	保育ニーズの把握については、子ども・教育分野 基本施策1 (3)「待機児童対策と多様な保育ニーズへの対応」の中で記載しています。
13	第2章 調整計画の基本的な考え方	III. 調整計画の重点取り組み	6. 情報収集・提供機能の強化と連携	情報収集・提供機能の強化と連携	市政情報等の提供方法の多様化については良いことだと思うが、ただ動画の本数を増やすのは違うと思う。もっと文字情報の更新や発信をマメにすべきではないかと。	行・財政分野 基本施策3 (1)「総合的な市政情報提供の推進」の中で、多様な情報提供媒体を活用し、適時的確な市政情報等の提供に努めることを記載しています。
14	第3章 施策の体系	I 健康・福祉		「障害者」の表記	せめて「障がい者」に改めるべき。	第五期長期計画及び個別計画における表記との関係もあるため、現状のままとします。
15	第3章 施策の体系	I 健康・福祉	基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ	地域の課題解決	基本施策「支え合いの気持ちをつむぐ」とあるが、防災の観点からも地域のネットワークが必要である。そして、地域の課題解決のためには、解決できる力を持つ人材や組織を育てる必要がある。課題別や縦割りでではなく、地域ごとの特性に合わせて、まちでどのような可能性があるか見極め、具体的な対応が必要である。	地域人材や組織の育成・支援については、調整計画全体に関わる視点の2「地域コミュニティ、地域活動の支援と協働」の他、各分野において記載しています。
16	第3章 施策の体系	I 健康・福祉		災害時における緊急対応	「地域福祉活動の活性化を図る。」という記述は、庁内及び福祉関連団体には理解できると思われませんが、一般市民には理解しにくいと思われるため、もう少しわかりやすい表現で記述した方が良いのではないかと思います。例えば「地域の支え合い活動などの活性化を図る。」	第五期長期計画や他の個別計画においても「地域福祉活動」の表現が使われているので、整合性をとるため現状のままとします。

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し 番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分 野	項目			
17	第3章 施策の体系	I 健康・福祉	基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつつけられる仕組みづくりの推進	認知症施策	P.13「市民への認知症理解の普及啓発を進め」に「小中学生も含めた」を追加し、認知症サポーター養成講座を行う。また、徘徊模擬訓練をする。	市民には広く子どもも含まれると解するため敢えて「小中学生も含めた」という表記は行いませんが、認知症サポーター養成講座等の具体的施策をより一層行っていくという意図で基本施策2(6)5行目「市民への認知症理解の」の後ろに「さらなる」という文言を追加し、「市民への認知症理解のさらなる普及啓発を進め…」としました。
18	第3章 施策の体系	I 健康・福祉	基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつつけられる仕組みづくりの推進	要支援者対応	要支援者の方が介護保険から外され、ボランティアによる支援となったことは、介護予防の視点が抜け落ち、プロのヘルパーが行う観察を軽視しているように見受けられる。いろいろな問題を抱える高齢者のプライバシーをどう守り、倫理面の問題にどう対応するのか明確にしてほしい。	プロによる介護とボランティアによる介護にはそれぞれにメリット・デメリットがあり、一概にどちらがよいという判断は困難です。市ではいきいき認定ヘルパーなど市独自の認定制度を設けて支援する側の人数を増やす事業を行っています。プライバシーや倫理の問題は非常に重要で、今後市が介護事業所に対して、教育機会の提供とともに、プライバシー保護について指導監督を行っていくべきと考えます。
19	第3章 施策の体系	I 健康・福祉	基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	(公社)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合	第五期長期計画・調整計画 計画案の「統合の準備を進める。」という文言からは「統合は決定したため、手続きとしての準備を進める」と読みとれる。両団体は、市の財政援助出資団体とはいえ独立した団体であり、福祉公社を解散するとした場合には、団体による意思決定が必要になる。武蔵野市財政援助出資団体内在り方検討委員会における「統合する。」という表現は、委員会として、方向性の案を示したものと受け取れるが、策定委員会案をそのまま市計画とする武蔵野市の長期計画策定手法を踏まえると、市計画として、「統合する。」「統合の準備を進める。」といった記述は不適切と考える。計画案p16(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会は、自助・共助・公助による「まちぐるみの支え合い」を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行ったうえで統合の準備を進める。修正案(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会に対し、自助・共助・公助による「まちぐるみの支え合い」を推進していくため、両団体を統合するなど望ましい組織形態について、検討を指導する。	統合するという方向性自体は、「武蔵野市財政援助出資団体内在り方検討委員会報告書」でも示されているとおりで揺らぐものではなく、記載は変更しません。市では今後、両団体に対して望ましい組織形態について検討を行うよう求めていくとしています。
20	第3章 施策の体系	I 健康・福祉	基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	財援助団体	「福祉公社と市民社協は、～中略～ 統合の準備を進める。」という記述だと、2団体が主語となっており、市の計画であるにもかかわらず、2団体が進めるという感じを受けるため、次のような記述が良いのではないかと思います。 ①「福祉公社と市民社協が、～中略～ 統合の準備を進めるよう当該団体に促す。」 この記述では弱い感じがするのであれば、市が主語となるよう明記して、 ②「市は、福祉公社と市民社協が、～中略～ 当該団体と協議をしながら統合の準備を計る。」	
21	第3章 施策の体系	I 健康・福祉		情報提供	高齢者福祉の施策は、必要としている人に届いているのか、またそのことを伝える人やサポートしている人に届いているかが重要である。関係機関との日常的な情報共有も非常に重要となる。	健康・福祉分野基本施策2(1)の在宅生活の継続のための目標の共有化について、また、同施策(3)の保健・医療・介護・福祉の連携推進の中に、情報の共有化の重要性と施策について盛り込んでいます。
22	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	近隣・地域との関係の希薄化	基本施策1「近隣・地域との関係が希薄になって…」と問題提起されているにもかかわらず、その解決策が示されていない。P.24文化・市民生活分野でも「希薄化が進んでいる」ところでも希薄化を問題の原因としている。また、基本施策2「地域全体で支え合う機運を」「地域における子育てボランティア」、基本施策5「学校と地域との協働」とあるが、希薄化が解消されないと協働や共助という考え方は特定の人を苦しめるだけである。	近隣や地域との関係の希薄化については、子ども・教育分野のみならず全分野に共通する課題ということで委員会において議論しました。その上で、全体を貫く「調整計画全体にかかわる視点」として「地域コミュニティ、地域活動の支援と協働」について記載しています。また、調整計画の重点取り組みとして「多様な主体による子育て支援施策の実現」を掲げており、地域社会全体で支え合う子育てネットワークの多層化を進めていくこととしています。
23	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	家庭保育への支援	幼稚園ママなど家庭で保育する人への支援があまりない。公立幼稚園がない、私立幼稚園の月謝は高いのに助成金は保育園より安い…。保育に欠けるからと特別厚い助成を与えるのではなく、保護者の収入(不動産等資産含む)によって幼保関係なく平等に助成金を出すべきと考える。	子ども・教育分野全体を通して、保護者の働き方や子どもの生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもと子育て家庭に対して支援をしていくことを掲げています。また、基本施策4(2)では「幼児期の教育の振興」と新たに項目を立てて、幼稚園・保育園に関わらず幼児期の教育の充実について記載しています。助成金については、適宜見直しを実施するなど継続して検討していくことが必要と考えています。
24	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	障害を持つ子どもへの支援	障がい児問題は今後ますます必要とされてくる。別途章立てして考えるべき問題だと思ふ。障がい児のケアにより障がい者問題が軽度ですむ事も多々ある。	障害のある子どもや家庭の支援については、第五期長期計画と比べてもかなり重点的に記載をしています。放課後等デイサービス事業についても、整備・充実を図るとしています。
25	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援		障害を持つ人を知る事は幼児期から必要。「違い」を個性として感じられる教育を積極的に支援すべきと考える。	
26	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援		放課後デイサービスは、定員が少なく利用できない子どもたちがいる。早期の施設拡充を望む。	
27	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	児童手当、医療費助成等の経済的支援	児童手当、医療費助成などへの市の独自助成について「適正な受益者負担及び」の文言を削除とする。この分野における「適正な受益者負担の見直し」の必要性や考え方の原則が示されていない。	委員会議論に沿って、「必要な人への確に支援を届けていく観点から、適正な負担等を含め必要な見直しを行っていく」と修正しました。長時間保育のご指摘については、基本施策IIで、子どもの最善の利益を最大限に尊重することを掲げています。
28	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	児童手当、医療費助成等の経済的支援	必要とする家庭・子どもすべてに支援を行き届かせるためにも、世帯収入・所有財産額による受益者負担増はやむを得ないと考える。むしろ徹底すべきだ。行政が率先して「保護者の就労による長時間保育が子どもにも与える影響」を考え、大人の都合ではない、本当に子どものためになる支援をするよう希望する。行政が子どもの長時間保育を後押しすればするほど、ワーク・ライフ・バランスの推進から遠ざかるよう思えてならない。	
29	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	児童手当、医療費助成等の経済的支援	武蔵野赤十字病院の夜間休日外来で軽症の場合は小児は5400円負担となった。小児救急に対して、今後の支援を考えて頂きたい。	
30	第3章 施策の体系	II 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	子育てセーフティネット	児童虐待の問題、支援を必要としている家庭は、支援の手を知らない環境にある場合があるので周知方法を強化して頂きたい。	市では、児童虐待の早期発見に向けた「パンフレットを市内各所に配架しているほか、11月の「児童虐待防止推進月間」には、市報への掲載や駅頭でのキャンペーン等を実施していますが、市民の皆様、とりわけ、支援が必要な家庭へのさらなる周知が必要と認識しています。今後も関係機関と連携しながら児童虐待防止のための様々な取り組みを行っていくこととしています。

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目			
31	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	スクールソーシャルワーカー(SSW)	スクールソーシャルワーカーには子どもの貧困問題だけでなく、学級崩壊などにも積極的に介入しやすくなるような書き込みが欲しい。いわゆる愛着障害ではないかと思われる子どもが起す様々なトラブルについては、保護者や保育士・教師だけでは解決できない。SSWの積極的介入が必要だと、広く伝えてほしい。	スクールソーシャルワーカー(SSW)については、基本施策5「次代を担う力をはぐくむ学校教育」の中でも記載しています。個々の子どもが抱える様々な問題の多くは、心の問題だけではなく、その背景にある学校や家庭、地域社会など子どもを取り巻く環境(社会)の問題が複雑に絡み合っているため、第三者が主導するよりも、学校が関係機関と連携し問題解決を図っていく方が有効であると考え、福祉の専門職であるSSWの配置と支援体制を充実させていくと記載しています。
32	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	18ページ「定員枠を増加し、」とあるが、枠や数という視点だけでなく、実際に増えた地域に保育園を作ってほしい。桜堤第二保育園を作るべきである。面積を増やしたくないのであれば、桜堤保育園が立て替える時にまとめて1園とすればよい。市の財政予測ばかり気にしているようだが、世の中にあわせて武蔵野市の公務員の給与レベルを引き下げるべきである。	委員会議論に沿って、「認可保育所をはじめとする保育施設の整備をさらに進めつつ」と修正しました。待機児童対策については、地域別に待機児童の状況を分析し、地域性を踏まえた上で必要な対策を実施していくことが必要であると考えています。
33	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	課題とその解決計画を記述すべきであり、実績報告の記述は必要ない。	委員会において、「第五期長期計画の調整計画という位置づけから、施策を展開してきた結果どうだったかということも入れていくべき」という議論を受けて、ここでは記載しています。
34	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	兄弟枠があると信じて三人目を安心して生んだところ、それが認証保育園でも廃止され、上二人とは別の保育園に通わせることも覚悟しなければならぬ状況である。桜堤地域では5年前から子供の数が2倍に増えているのに、保育園をはじめとする子育て支援政策があまりにも手薄なのではないか。安心して老後を過ごすためには、子育て世代を支援することに投資することが必要不可欠ではないか。	委員会議論に沿って、「認可保育所をはじめとする保育施設の整備をさらに進めつつ」と修正しました。子ども・教育分野全体のリード文の記載のとおり、「子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現」を目的として調整計画案を作成してきました。また、基本施策4に「全市的な子育て施設や施策のあり方、今後の整備方針を定めていく」と記載し、これからも子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備を推進していくこととしています。
35	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「今後は計画的に0・1歳児及び3歳児への対策を行い」とあるが、これでは「三歳の壁」を無くすのではなく、付け焼刃の0・1歳児対策を行い壁を築き続けるのではなく、0～5歳まで途切れる事なく保育が続けられる保育所が必要だ。もしくは、小規模保育を地域によってグループ分けし、そのグループは必ずこの保育所で3歳以降を過ごすことができる、という仕組み作りなどが必要。	委員会議論に沿って、「今後は計画的に0・1歳児及び3歳児への対策を行い」を削除した上で、「認可保育所をはじめとする保育施設の整備をさらに進めつつ」と修正しました。また、「小規模保育事業等と保育所等との円滑な接続を図るため、連携体制の確立を進める。」と修正しました。なお、市では、市内の認可保育所を連携保育園として保育や保健、食育において交流を実施しているところですが、さらなる連携の推進に向け検討していくこととしています。
36	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	討議要綱にあった「新たに認可事業となる地域型保育事業と既存認可保育所等との円滑な接続を図るため、相互の連携を進める。」は無くなったのか。	委員会議論に沿って、「小規模保育事業等と保育所等との円滑な接続を図るため、連携体制の確立を進める。」と修正しました。
37	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「早期の待機児童解消を目指す」とあるが、それは当たり前だと感じる。何年度までに待機児童0を目指す書き込むことで、行政の意気込みを感じる。	委員会議論に沿って以下のとおり修正しました。  「乳幼児数の増加と多様な就労機会の拡大などにより、保育所待機児童対策は喫緊の課題となっている。市では、平成24年度からの3年間で624名の定員枠を増加し、2,370名分の枠を確保したところであるが、待機児童の解消には至っていない。引き続き多様な保育ニーズを的確に把握し、認可保育所をはじめとする保育施設の整備をさらに進めつつ、早期の待機児童解消を目指す。」  なお、議論の過程において、「各家庭が望む保育施設に入所できるよう(努める)」という文言を盛り込めないか検討しました。最終的に目指す到達点であることで認識は一致したものの、今後5年間の調整計画期間で取り組むべき課題は「待機児童の解消」であり、また、実現可能性が低いという意見があったため記載を見送りました。一方で、各家庭が望む保育施設の代表施設である「認可保育所」という文言を追記し、「整備をさらに進め」と修正しました。また、同じく要望の多かった小規模保育施設から保育所への3歳の接続問題についても、「円滑な接続を図るため」と追記し、「小規模保育事業等と保育所等との円滑な接続を図るため、連携体制の確立を進める。」と修正しました。
38	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	待機児童の問題は厳しい状況にあることは理解できるが、「早期の待機児童解消を目指す」という文言では、具体的な数値も含めた目標が見えてこない。目標年度を定め、また「解消」ではなく「ゼロ」といった表現にかえていただくことを望む。	
39	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「待機児童0」と「待機児童解消」についての意味の違いについて。政府も都も、今のところ時期の修正はあったものの「待機児童0作戦」を政策として標榜・明記しているため、それに沿ったかたちの政策展開をすべきではないか。	
40	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「待機児童ゼロにしても結局また希望者が出てきてどうせゼロにならない、だからゼロは目標にしない。」と何度も回答されていた。待機児童対策をもぐら叩きのよう、イタチごっこのように扱っている問題がある。この発言は根本的に解決を放棄している。	
41	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「早期の待機児童解消を目指す」とあるが、待機児童数の算出が実態を表していない。合理的で誰もが納得できる算出方法を作るべき。また、早期には数字ではどの程度かがわからない。	
42	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	「早期に待機児童解消を目指す」を「早期に待機児童を0にする」への変更を求める。また、「保育所施設の増設」とはっきり記述してほしい。「引き続き保育ニーズを把握し」を「保育ニーズの把握の仕方から見直し、改善し、より確実なニーズの把握を行う」と変更を求む。保育ニーズの把握とはどんな方法で実施したのかに疑問である。	
43	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	P.18「保育ニーズの把握方法を見直し、計画的に年齢ごと・地域ごとに対策を行い、早期に待機児童ゼロを達成する」と修正する。議会では「2016年に解消をめざす」と答弁しており、本計画ではさらに踏み込んで数値目標でゼロとするのが妥当である。	
44	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	待機児童対策	待機児童解消対策を最優先に、貧しい家庭などの一部の家庭優先はわかるが、一般的な家庭への配慮も必要ではないか?三歳以降の預け先が無い一般家庭もあります。早急に受け入れ先の拡充を強く願います。	
45	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	ニーズの把握	「引き続き保育ニーズを把握し」ではなく「確実な保育ニーズを把握する方法を検討し、実施する」としていただきたい。どんなやり方が有効かは市民もアイデアを持っていると思うので広く呼びかければ多くの人が応えると思う。ニーズ調査のその後の調査も取り組んでいただきたい。	
46	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	ニーズの把握	「引き続き保育ニーズを把握し」を「年齢別の保育ニーズの予測値を算定の根拠と共に公開し、四半期ごとに検証、修正して」に修正願います。待機児童解消がひとたびは達成できるとは限らない目標であるからこそ、すみやかな実態の把握は必要です。	
47	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	ニーズの把握	渡邊委員より「ニーズの把握が困難だ」との発言があった。だとしたらこの項目は破綻している。それともニーズが把握できないままやみくもに対応して、失敗したら「ニーズの把握が困難だったから」と類かむり?	
48	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	ニーズの把握	多様な保育ニーズへの対応とあるが、ニーズ調査の方法を明確に盛り込んでいただきたい。受身ではなく、保育園の行事などに合わせて調査をする機会などを設けていただきたい。	

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目			
49	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	子どもの最善の利益	P.18「多様な保育ニーズへの対応について検討を進めるにあたっては、子どもの保育の必要性を充足するという基本的・原則的な観点から家庭に支援を行っていく」とする。保育所は子どもの権利保障を図るものであって、託児のような親の利益保障を目的としたものではない。	リード文に「すべての子どもの発達を保障し、子どもの最善の利益が最大限に尊重されるよう」と記載し、この分野全体を通して、子どもの健やかな成長を支えることを掲げています。
50	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	保育の質	保育需要が供給を大幅に上回り、保育の質に関わらず入所できる保育園に預けなければならない現状がある。検査、ガイドラインとともに認可・認証・小規模保育園などでも毎年第三者評価を実施し、入園希望者に分かりやすく公開するなどして、事業者が保育の質・サービスの向上に努められるような環境整備を期待します。	市では、小規模保育施設を含めて武蔵野市の保育内容の水準を定めた「保育のガイドライン」の順守を要請しています。また、公立保育園園長経験者である保育アドバイザーが保育所の運営や保育内容等を確認し、必要な指導を行っており、市内全体の保育の質の向上に取り組んでいます。
51	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	保育の質	待機児対策のために狭い園舎に子どもを詰め込む規制緩和ではなく、すべての子どもが平等な環境で生活できるよう考えて欲しい。また対策方法として認可園拡充を望む。保育士の働く環境の支援も充分に考えてほしい。	地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育)においても認可保育所と同様の面積基準で運営しています。また、平成27年度から認可保育所との連携を開始し園庭開放や合同保育を進めているところであり、その連携体制を確立していくことを記載しています。また、保育人材の確保と働きやすい環境整備の支援を図るため、給与等の処遇改善に対する取り組みを国や都の補助を含めて進めていく予定です。
52	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	入所選考	認可保育園の選考については、居住地や交通の便の考慮もしてほしい。幼稚園の延長保育では足りない世帯が優先的に保育園に入れるような選考方法を検討いただきたい。居住年数1年以上で1ポイントだけではなく、マンション建築ラッシュの前後、例えば5年以上居住などのアドバンテージも設けることも必要だと考える。	利用調整基準は、毎年、市民からの意見及び待機児童の状況を踏まえて見直しを行っています。また、きょうだいを別々の保育園に通わせることの保護者のご負担が大きいは承知しており、すでに認可保育所に在園しているきょうだいが別々の認可保育所に在籍している場合は、優先順位の第1位とし、転園ができる限り叶うよう配慮しているところです。
53	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	入所選考	兄弟が同じ保育園に通えずに2つ以上の園の送迎は親も子も負担となっている。子どもの健全な成長、保護者の生活を支える基盤となるので、選考の方法を検討して頂きたい。	
54	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	移管園の評価・検証	P.18新制度下における市立保育園の役割について「慎重に」検討を行うと追加する。先行して移管した園の評価・検証が実施されていない段階であり、父母・職員の意見にしっかりと耳を傾け、合意を形成しながら丁寧に進めるなど特段の慎重さが求められる。	表現について一部修正しました。「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」にある公立保育園の意義を踏まえ検討していく予定です。
55	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	こども園の評価・検証	「市立保育園5園移管後の評価・検証を実施するとともに」とあり、公立から民間へ移行する際には慎重に実施して評価できる。しかし、境幼稚園の教育を継承するとされていたこども園については、きちんと継承されているのか評価・検証を実施すべき。	境こども園の運営及び教育・保育内容については、所管課による指導検査を実施しているところです。
56	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	こども園の評価・検証	子ども協会が新設した境こども園の評価・検証の実施にはふれていない。数億円の事業について、評価・検証を実施させないのはおかしい。	
57	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	保育料	「保育に関するサービス利用と利用者の適正な負担については、定期的な検討と見直しを行っていく」は削除。「保育に関するサービス利用」「適正な負担」を定期的に検討する必要性や考え方の原則が示されていない。また、その前の内容とも矛盾する。	保育料の見直しについては、今後も定期的に保育料審議会を開催し、利用者の費用負担のあり方を確認していく必要がある旨、保育料審議会の答申、付帯事項に記載されています。市では、今後の制度改正、経済状況の変化等の状況を鑑みながら、定期的な保育料の見直しについて検討していくこととなります。
58	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	保育料	「保育に関するサービス利用と利用者の適正な負担」については、「定期的な検討と見直し」ではなく、「世帯収入・所有財産額も含めた受益者負担を徹底させるべき。保育家庭への補助金額が増え続けているは、保育ニーズへの対応について市民の理解を得られない。	なお、同答申の付帯事項には、私学助成制度に残る私立幼稚園等への支援充実と、1号認定こどもに対する保育料について、その予測と実績に乖離が確認できる時期に再度保育料審議会を設置することを求めることについても記載されています。
59	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	保育料	他市に比べて親の収入による保育料の差が大きいと感じる。他市との状況とも比較しながら保育料の見直しを行ってほしい。また、毎年提出する保育園継続審査書類が煩雑なので、簡素化できないか検討して頂きたい。	
60	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	地域社会全体の連携	認可園、認証園など、すべての保育施設の近隣住民の方への保育の一環としての行事等(例えば運動会)への理解と思いやりの呼びかけをしてほしい。	保育施設は地域住民の方のご理解とご協力をいただいて運営しています。現在も、日常の保育から行事等に至るまでご支援をいただいておりますが、引き続きご理解をいただけるよう努めていく必要があります。計画案には「地域社会全体で子ども・子育てを支えていく」と記載しています。
61	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	地域社会全体の連携	行政の取り組み、子育て支援団体や関連団体の活動等の情報を、市民に伝わりやすい形で一括して提供するウェブサイトの開設を望みます。	基本施策2(2)に「民間情報・地域情報を一元化したウェブサイトの開設などを検討します」と記載しています。
62	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	地域社会全体の連携	「来所型事業のニーズと公的責任を明確にしつつ、来所型事業では対応できない子育て家庭への支援策を検討する。公的施策の充実を柱として、共助の仕組みを活かした新たな訪問支援型事業の導入も検討する」と修正する。来所型事業、訪問支援型事業が何を指すのか、どのような必要性があるのか明瞭でない。内容不明瞭である以上は、公的施策の充実が施策の基本とならざるをえない。	来所型事業が0123施設のように拠点となる施設に利用者が出かけていく事業であるのに対し、訪問支援型事業は、その家庭に支援者が向かってサービスを提供する事業を指します。具体的にはファミリー・サポート・センター事業やホームスタート事業等がありますが、どういった形態が武蔵野市に合っているかを検討していくこととしています。
63	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	地域社会全体の連携	「地域の子育て力向上」だけではなく共助を受ける側が、いつか与える側に自然と変化できるような「意識の向上」に取り組んで欲しいし、書き込んでほしい。	基本施策2(2)に、子育て中の親自身が地域における子育てボランティアとして担い手になっていくよう記載しています。
64	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	地域社会全体の連携	冬季の夕方、学童等からの子供が安心して安全に帰宅できるよう、パトロールの実施等をしてほしい。	基本施策2(2)や基本施策5(8)に子どもたちの安心・安全の確保や地域ぐるみで市内の防犯機能を強化することを記載しています。
65	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども・教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	「交流時間を拡充」は日本語としておかしい。「交流時間を拡大」か「交流内容を拡充」のどちらか。	指摘を踏まえて、「交流時間を拡大」に修正しました。

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目			
66	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	運営主体一体化と子ども協会への移管については、時期を明確に示して着実に進めてほしい。	(公財)武蔵野市子ども協会への委託による運営主体の一体化については、第2期小学生の放課後施策推進協議会報告書の提言も踏まえて丁寧に進めていくこととしています。
67	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	運営主体の一体化は、児童への影響が出ないことを第一に慎重に進めて欲しい。大規模校は特に、児童だけでなく現場の職員へ与える影響も大きいので注意深く進めるべきだ。「子ども協会の有する専門性」と「児童館で培ってきた相談機能や多様な遊び」を並べて書くのは児童館に失礼。子ども協会が小学生に対して専門性を発揮した実績は全くない。	
68	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	「育ちの環境を充実させることが必要となっている」の部分、「必要」ってほどではない。ここで必要なのは学童クラブの障害児対応でしょう。	障害のある子どもを含めすべての子どもの育ちの環境を充実させていきたいと考え記載しています。
69	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	19ページ「高学年児童(障害のある5～6年生を含む)」とあるが、括弧内の記述は不安をおおるので削除すべき。	
70	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	学童クラブの障がい児の5～6年生問題と健常児の高学年受け入れは全く違う問題であるので記載は変更してください。障がい児問題は深刻に緊急性があります。	指摘を踏まえて、(障害のある5～6年生を含む)を削除しました。また、これまで受け入れてきた障害のある4年生を受け入れなくなると誤って読まれないよう表現を修正しました。
71	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	・障がいのある高学年児童の受け入れについては、定員に余裕を持って、地域的偏りの無いよう、早期実現を望む。 ・高学年受け入れについては、子どもたちの自立の機会を妨げないよう、且つ各家庭のニーズを考慮して進めてほしい。 ・第二子以降誕生における育休中の継続通所を認めるべき。保育園と同様に、保育の連続性と子どもたちの心理を考慮して、求めに応じてほしい。 ・職員の待遇改善をもって、学童クラブの保育の質を高めて欲しい。	障害のある子どもの入会について多くの要望があることは認識しており、諸条件の整備を進め受入対象学年の拡大を段階的に行っていく予定ですが、すぐに実現することは難しい状況です。障害のある子どもや家庭への支援については、「学童クラブや放課後等デイサービス事業等の放課後活動の支援について整備・充実を図る」(基本施策1(1))と記載しています。  育児休業中の継続通所について、市の取扱方針としては、学童クラブ条例において学童クラブの入会資格に「保護者の適切な監護を受けられないこと」とあるため、特段の事情がない場合は退会となります。
72	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	あそべえの環境の充実のために、あそべえスタッフの研修の充実を望みます。	学童クラブ及びあそべえのスタッフの処遇面を含めた体制の強化やスキルの向上については、現在も努めているところですが、子ども協会への委託による運営主体の一体化の中でさらに強化し進めていくことを記載しています。
73	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	学童クラブの環境の充実のために、指導員の労働条件を公的に整える支援、集団の遊びの中で学びあい成長する学童クラブの理念に基づく育成プログラムの充実、保護者のニーズに即した学習環境の整備やそのための指導員の補充、児童数に応じた十分なスペースの確保を望みます。	
74	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	児童数は増え続け厳しい環境下に児童と指導員がさらされているが、一体化のみに関心が向けられ、直面している学童の問題が放置されているように思う。学童クラブのキャパシティについての緊急の課題を認知し、一体化とは別に対策を進めていただくよう要望する。	ご意見の主旨を踏まえた上で、「学童クラブ事業については、より必要度の高い低学年において待機児童を出さないよう取り組みを進める」と記載しています。高学年児童についても受け入れられるよう施設の拡充に努めていきますが、現時点の対応は難しい状況であるため「在籍児童の状況を踏まえて、あそべえと連携した受け入れのための整備を図る」と記載しています。
75	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	大型マンションの建設などによる児童数増加に柔軟に対応し、学童クラブ入会の待機が生じないように対処して頂きたい。	
76	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	放課後だけではなく、登校前の子どもの居場所を整備して下さい。学校を現状より早くから開放するか、登校前に利用できる学童クラブあるいは他の育成施設を設けて頂ければ、親は安心して出勤することができます。	開所時間の延長については、子どもの生活のリズムや安全性を最優先に、施設環境や人的措置を踏まえた上で検討を進めていくこととしています。
77	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	遊びを基本とする育成の場(学童クラブ、遊べえ)の他に、自然と勉強できる環境の場の整備を望みます。そのために、民間学童の誘致、支援を望みます。	民間学童の開設促進や支援については、個別計画である第四次子どもプラン武蔵野において継続して実施することとしています。
78	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	19ページ「児童館で培ってきた」とあるが、児童館は過去のものではないので「児童館で培っている」と記述すべき。	過去のこととして表現したのではなく、すでに一定の水準に達した状態にあるという意味合いで使用しているため、記載のとおり表現としています。
79	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	放課後施策	児童館、学童、あそべえを含めて、児童・生徒の放課後に対する施策を固めてほしい。	基本施策4において、「全市的な子育て施設や施策のあり方、今後の整備方針を定めていく」と記載しています。
80	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	青少年の成長・自立への支援	「自然体験やスポーツ、芸術・文化」とあるが、科学が抜けている。	意見として承るものとします。
81	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	青少年の成長・自立への支援	ドロップアウトした青少年に対する支援の具体性が感じられる書き込みではない。	基本施策3(2)において「居場所の提供や仲間づくり支援、世代間交流、学習支援を含む日常生活支援を行う」と記載しています。
82	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	青少年の成長・自立への支援	土曜学校などの施策、プレイスの青少年コーナー、様々な立場の子どものための学習センターなども含め、体系を示し、個々の施策を位置づけ、子どもの育ちに最適であるよう、検証してから決めてほしい。	基本施策4において、「全市的な子育て施設や施策のあり方、今後の整備方針を定めていく」と記載しています。
83	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	地域活動	「若い親世代が、学校のPTA活動はもとより、地域の事業や青少年の健全育成事業に参画できるような手法も検討する」のではなく、積極的に関わりたくなるような活動になるよう、行政が積極的に(介入ではなく)アドバイスしないと、もう個々の団体が自力でどうにかするには限界だと感じる。現場は固定化された少ない人数で活動しているので考える余裕がない→考えるのも面倒だし昼活動できる人だけでいいよね、と思考停止している。これでは他の地域コミュニティ同様、メンバーの固定化からの高齢化、後継者不足まっくらだ。	より魅力のある地域づくり、地域活動を推進していくためには、その活動を支える人材が必要ですが、担い手不足が課題となっています。そのため、青少年世代や若い親世代が積極的に地域の活動に参加できるよう取り組みを進めていきたいということで記載をしています。学校教育においては、「自己と社会との関係を考えるための市民性を高める教育」の一層推進していくことを記載しました。
84	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども教育	基本施策3 青少年の成長・自立への支援	地域活動	地域のリーダーは講座を受けて育つものではないと考える。自ら地域への感謝が生まれなければ真のリーダーは育たない。青少年になる前の児童期や若い親世代へのアプローチが必要。その為に児童館の役割が必要と考える。	

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目			
85	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	子育て支援	今後高齢者が増えるのならばファミリー層及び子どもに優しい武蔵野市にするべき。0123を児童館にし、子ども政策への第2ステップにすれば良いのではないのでしょうか。	基本施策4において、「全市的な子育て施設や施策のあり方、今後の整備方針を定めていく」と記載しています。
86	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	子育て支援	副委員長は西部地域では子育て支援が足りないという認識のようだが、境こども園いこつではダメなのか？	
87	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	子ども自身による意見反映	子どもの意見の反映は、専らその子ども自身のためというのが国際的に、また学問的に常識である。これを社会的あるいは行政的目地的と並列に置くことは誤りであり、「次代の親を育成する観点」は削除とする。	「自らも地域の一員であり次代の担い手であるという自覚を促すとともに、子どもの目線に立った事業展開を図るため」と修正します。 子ども自身のための事業展開を図ることを第一目的とした上で、社会とつながりを持ち、社会性を身に付け主体的に行動していくことができるよう促していくこともまた子ども自身の成長につながることから修正するものです。
88	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	子ども自身による意見反映	子どもの意見を反映させることはとても評価出来る。	ご意見ありがとうございます。
89	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	幼児期の教育の振興	共働き世帯とそうでない世帯のこどもたちが平等に学べる場を設けるべく、幼保一体化を本格的に進めていきたい。現状においては、保育園における年中・年長児への歳相応の教育カリキュラムを設定し、保育の中に盛り込んでほしい。また、保育園での新しい試み(楽器演奏、英語教育など)や、幼児期の身体に良いプログラムをさらに積極的に取り入れていただきたい。	基本施策4で(2)「幼児期の教育の振興」と新たに項目立てをし、幼稚園・保育園にかかわらず幼児期の教育をより充実させるために取り組んでいくことを記載しています。
90	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	幼児期の教育の振興	「幼稚園を活用した預かり保育の充実」とありますが、市民のニーズはそれではないのでは？「幼稚園を活用した預かり保育と保育園どちらがいいですか？」と市民に質問してみたいか？	幼稚園での預かり保育の拡充については、現在幼稚園に通っている家庭にとっても、これから幼稚園を検討する家庭にとっても、その家庭の状況に合わせて選択の幅が広がることから、拡充を図っていくとの記載をしています。
91	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	第四次子どもプランの中でも調整計画に議論が委ねられるかたちでまとまっていることもあり、具体的かつ速やかに検討・調整をお願いします。	
92	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	児童館を3地区1館ずつにする。職員は市役所職員とする。桜堤児童館の2階を平成23年度以前の状態に戻す。	
93	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	想定される拡充される子育て支援機能はグループ保育・一時預かり・親子ひろば・小学生の居場所だが、拡充すべきは上の四つではなく、児童館の健全育成機能です。	
94	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	「児童館事業」の縮小ではなく充実あることを示すため、タイトルは「充実」。本文は以下のとおり変更希望。「桜堤地区における乳幼児・児童の増加に伴う子育て・子育てに対する支援事業の必要性、小中学生の放課後の居場所など多様なニーズに的確に対応するため、桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら、地域の子育て支援団体及び青少年育成団体をはじめとする市民の力を活かした運営を行い、乳幼児から中学生ぐらいまでの幅広い年齢層を対象とする子育て・子育て支援が、互いに相乗効果をもてるよう機能充実を図っていく。」	
95	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	・「地域が求める課題解決」の中に、複合型子育て支援施設、特に宿泊を含む一時預かり保育を挙げている。共同で利用できる部分が奪われてしまう、保育園や桜堤団地の空き室を利用の方が合理的である。桜堤児童館は「行政の課題解決」のための便利な多目的施設ではない。 ・誰もが自由に共同で利用できる施設であり続けるべき。現在は利用スペースの制限だけでなく、普通の遊びの中でできる音や声に対しても保育室から注意を受けるありさまである。児童館は児童館、通常の遊びが制限されることがあってはならない。 ・平成24年から現在まで取り上げられ続けている2階部分を戻さずして機能拡充はありえない。児童館は児童館、保育所は保育所。子ども施策の不備を一方的に桜堤児童館におしつけるのは不公平で不当だ。緊急待機児童対策は児童館隣のURサンヴァリエ桜堤団地でもできる。	委員会議論に沿って以下のとおり修正しました。  「(3) 桜堤児童館における子育て支援機能の充実 桜堤地区では、乳幼児・児童の増加に伴う子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所などの課題が生じており、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の充実を図り、子育て支援団体など市民の力を活かした運営を行っていく。」
96	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	市内に1館しかない狭い児童館で多くの機能を詰め込むような「子育て支援機能の拡充を図り」という記載は無理がある。	
97	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	・児童館は子育て支援の一部も担っているためその機能は一部重複しているが、だからといって子育て支援すべてが児童館の仕事じゃありません。例えば保育。これは保育所の仕事です。これから児童館が担う機能は、児童館の仕事かそうでないかで判断すればいい。そこに床面積がどうのこうのとかはない。 ・アウトリーチ(ホームスタート)については、桜堤地区に限った話ではなく全市レベルのサービスではないか。児童館のアウトリーチ他機能は大事なので、全的に児童館を作る必要がある。 アウトリーチはともかく、虐待などの子育て家庭に起こる問題の予防・対策は既に児童館の仕事である。副委員長の発言は「児童館はより児童館らしくなるべきだ」と言っているようにしか聞こえない。 市民が機能縮小されたと言っているのはグループ保育が入ることによって無くなった育成室機能、工作室機能などのことで、アウトリーチについては今は話していない。 ・もし協議会ができれば児童館内に0123機能を提案する予定です。その部屋は近隣の小規模保育室に通う子どもたちものびのびと遊べる部屋になるでしょう。	
98	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	0123ではなく異年齢交流型の児童館施設を充実させるべき。桜堤児童館の2階部分を従来の児童館施設にもどすべきである。	

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し 番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分 野	項目			
99	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	児童館を元に戻してほしい。	
100	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	桜堤児童館の児童館機能の全面回復に賛成します。	
101	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	私たち母子がこれまでどれだけ桜堤児童館に救われてきたか、桜堤児童館の全館が児童館として機能することを強く求めます。	
102	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	桜堤地区の乳幼児・児童が増え各年齢に応じた要求がある中で、待機児童の増加は早急に解消すべきと思いますが、以前の児童館の機能を復活させてほしい。待機児童対策は別の場所を考えてほしい。	
103	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	桜堤児童館を複合型の子育て支援施設にすることには反対。保育室利用者にとってもよりよい保育環境を提供するために、保育室はURの空き部屋や旧桜堤小学校跡地に移動すべき。	
104	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	・「桜堤児童館は特殊な経緯でできた偏った施設」というが、それを作り上げたのは団地コミュニティの力だということを忘れてほしい。桜堤児童館を「特殊」さを否定するのは、現在も続くこの団地コミュニティをも否定するのと同様である。桜堤にしか児童館がない事が特殊なのではなく、桜堤にしか児童館ができなかった経緯が特殊なのだ。 ・桜堤児童館では育児相談・児童の相談にもなっているが、「しんどすぎる」「児童館に行っても知り合いに会うもつらい」という人にはアウトリーチや、保健センターなど専門的な場所での面談・保護の方が効果的ではないでしょうか？	委員会議論に沿って以下のとおり修正しました。
105	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	市が児童館に消極的だったこと、公民館を否定し時の試験的な試みだったコミュニティ施策とセンターを選択したことは、市民の合意というより時の市長の意図によるものだった。コミュニティは市民の努力にも関わらず、結果的に児童館の機能は果たせていない。あそべは代替機能としてふわっと始まり、ずるずる続いている。子ども自身や、保護者や地域を巻き込んだ徹底検証がまだ行われていない。	「(3) 桜堤児童館における子育て支援機能の充実 桜堤地区では、乳幼児・児童の増加に伴う子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所などの課題が生じており、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の充実を図り、子育て支援団体など市民の力を活かした運営を行っていく。」
106	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	西部地域の子ども関連の施策が追い付いていない原因は、子供の数が絶対に増えているのに子ども関連の施設(面積)を増やそうとしない市の基本姿勢にある。既存の児童館機能を削って待機児童問題の解決にあてているが、子ども関連の施設(面積)を増やすべきだ。児童館は地域のハブであり、あらゆる立場の保護者や子ども同士がこの場を介して繋がることができる大事な場所である。子どもたちにゆとりけるスペースを返し、児童館とは別に0歳から5歳までの保育園を作ってほしい。	
107	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	・「機能拡充」ではなく「機能充実」とするべき。 ・21ページ「保育所待機児童の増加」は保育所を新たにつくことで解消するべきで児童館で行う事業ではない。 ・「市民の意見を聞きながら」とあるが、今までの意見交換会(昨年の9月と11月に実施のもの)などで意見は児童館は必要だから残すべきというものだったのにもかかわらず、意見が反映されないで具体的に協議会などを立ち上げるべき。 ・委員が「訪問型の子育て支援も必要」と話したが、これからの時代必要になってくるであろう私も思う。しかしそれは市の中央、市役所内にある子育て支援センターで行うべきである。児童館も他の地域にも増設すべきと考えるが、子育て支援センターも一箇所ではなく、遊び場を併設し、三圏域に設置すべき。遊び場が併設されていないと、《予防》はできない。 ・小学生までの利用でなく、今まで通り中学生まで利用できるようにすべき。乳幼児はじめ小学生も増えている現状を考えると、今後増える中高生の居場所としても活用出来ると考える。また中高生リーダー育成につながる。	
108	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	桜堤児童館	今年の始めにテニシリオンハウスあおばが閉館になったこともあり、日曜日に仕事がある保護者等が預け先探しに苦労している。「市民の意見を聞きながら」とあるので、ぜひ多様なニーズにこたえる事業の拡充を期待します。	
109	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	市立保育園の改築・改修計画の策定	認可保育園については、改築・改修だけではなく、ニーズに合わせて新設・増築も計画してください。	重点的取り組みの中で「待機児童解消のための保育所施設の整備」、基本施策1(3)「引き続き多様な保育ニーズを的確に把握し、認可保育所をはじめとする保育施設の整備をさらに進めつつ、早期の待機児童解消を目指す。」と記載しています。
110	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策4 子ども、子育て家庭を支援する体制・施設の整備	市立保育園の改築・改修計画の策定	老朽化、耐震強化といった理由での計画となると思うが、受け入れ児童数の増加を受け、実質的保育スペースの拡充等の改築の必要性も非常に高い。それに対する十分な支援を望む。また、改築・改修中の代替施設の立地条件や、こどもたちの生活環境に十分配慮した計画にしていきたい。	意見として承ることとします。
111	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校教育	ICT機器等を計画的に整備とは、何を指すのか分からない。既に使用されている電子情報ボードやプロジェクター等もICTに含まれる。	子どもたちの学習意欲の向上やわかる授業を目指して、教育活動にICT機器を活用しています。ICT機器等とは、コンピュータ、プロジェクタ、電子情報ボード、タブレット端末などのハードウェアや校内無線LANの整備、デジタル教科書や映像資料等のソフトも含んでいます。今後の整備については、効果を見極めた上で判断することになります。
112	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校教育	ICTIについて慎重に進めて欲しいが、意見交換会で委員が示した情報ソースは間違っている。	
113	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	郷土教育	「子ども・教育」分野「基本施策5」に「雑木林や玉川上水を活用した郷土教育」を盛り込み子どもたちが武蔵野を体験できるようにすることを提案する。	基本施策5(2)「自己と社会との関係を考えるための市民性を高める教育」として、「武蔵野市のいま・むかし」を活用した学習、武蔵野ふるさと歴史館と連携した武蔵野市の歴史や郷土についての学習などを進めています。また、身近な自然環境を生かした体験活動を充実していきます。



第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し 番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分 野	項目			
114	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校給食	数名の市議より「自校式はコストがかかる」との発言があり、大変驚いた。コスト重視で自校式給食を否定するのだろうか？むしろ中学校についても、改築時に自校式給食に替えてほしいぐらいだ。	食育推進のため全小学校への自校調理施設の配置を計画的に進めます。ランニングコストにも配慮し効率的な施設運営を行っていきます。中学校については新たな共同調理場の設置を検討すると記載しています。
115	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校と地域との協働	PTAの活動が、学校や地域団体の活動の“お手伝い”となっている一面もある。半ば強制的な役員選出も大きな負担となっている。もっと自由に参加しやすい団体であるべきであり、公に改革を議論する場をつくるべきである。	基本施策5(4)「学校と地域の協働体制の充実」に、保護者や地域住民の意見を生かしながら、地域と協働した学校づくりを推進していくことを記載しています。そのために、「開かれた学校づくり協議会」を充実させていきます。また、教育推進室が核となって地域人材による支援を充実させるための学校支援ネットワーク体制の構築を検討することとしています。
116	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校と地域との協働	PTA役員とは別に、小学校行事や細かい用務毎に保護者にボランティア作業を呼びかける仕組みがあるが、こちらでもメンバーの固定化が起きていると感じる。これは地域的な問題か、他地域はどうなのか。まず、現在も協働が問題なくできているのかどうか確認を要する。	
117	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	特別支援教育	「特別支援教室」と「特別支援学級」の表記があるがその違いがわからない。教室の方は用語説明にあるし、都の計画なので外部に説明がある。	用語説明で対応することとします。「都の特別支援教室」とは東京都の制度であり、平成28年度からの制度変更により従来の情緒障害等通級指導学級が特別支援教室に変わります。このため、児童・生徒が在籍校を離れて通う形態から、教員が在籍校に向いて巡回指導を行う形態に転換します。「特別支援学級」は、固定学級(知的障害、肢体不自由、病弱)と通級指導学級(難聴、言語障害、情緒障害等)を含めて使用しています。
118	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	特別支援教育	「理解を促進するための広報や啓発、教育などを行っていく」の広報は伝え方、啓発と教育は伝える内容、で並列に列挙されるのは違和感がある。	この記載により、市報やホームページをはじめとした様々な媒体、学校現場での指導や啓発活動など様々な方法によって理解促進を図っていくことを表現しています。
119	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	特別支援教育	「合理的配慮」とあるように、「障害者権利条約」を推進する姿勢を他の市よりもいち早く示してほしい。	「特別支援教育・教育相談の充実」の項目において、本市独自の指導・支援体制づくりについて記載しています。また、平成27年5月に決定した学校施設整備基本方針において、インクルーシブ教育を視野に入れ、ユニバーサルデザイン等、障害者差別解消法により求められる合理的配慮にも留意した学校施設のあり方を検討していくことを示しています。健康・福祉分野では、「障害者差別解消法の施行に伴い、市民一人ひとりが必要かつ合理的な配慮について考え、実践していくために、地域自立支援協議会などと協働して、積極的な普及啓発活動を推進する。」と記載しています。
120	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校問題の研究	「小学校での学級崩壊の原因探求」や「問題行動を起こす子どもの家庭のスクールソーシャルワーカーによる調査」など学校諸問題を研究する項目を追加してください。その機関の窓口は学外に持ち、第三者が主導するのが望ましい。	スクールソーシャルワーカー(SSW)について、個々の子どもが抱える様々な問題の多くは、心の問題だけではなく、その背景にある学校や家庭、地域社会など子どもを取り巻く環境(社会)の問題が複雑に絡み合っているため、第三者が主導するよりも、学校が関係機関と連携し問題解決を図っていく方が有効であると考えて、福祉の専門職であるSSWの配置と支援体制を充実させていくと記載しています。市ではSSWについて、校長会や教員対象研修で周知するとともに、学校・関係機関とのさらなる情報共有やネットワークの強化を進めていくこととしています。
121	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	スクールソーシャルワーカー(SSW)	インクルーシブ教育が推進されればされるほど、スクールソーシャルワーカーの役割が重要になると考える。学校長・副校長・教員はまだSSWへの理解が浅く、速やかなサポート移行が難しいと思われるので、まずは教育関係者と保護者に対し、SSWの役割について広く知らせる必要がある。	
122	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	転動家庭の子への配慮	保護者の転動などで、ずっと同じ環境で教育を受けることができない子への配慮を望む。	基本施策5(1)「習熟度別・少人数指導など個に応じた指導を発展的な学習についても充実させる」としており、転動家庭の子どもに対しても個に応じたきめ細かな指導を行っていくことを記載しています。
123	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校・教育支援体制の充実	子どもの個性の伸長や豊かな人間性・社会性、健やかな心身の育ちを挙げるのであれば、それを教育する教員や保護者の意識向上も必要だと考える。特にこの項目でふれられていないが、性の多様性に関しては早急な理解が必要だし、子どもの気持ちを第一に考えた対応が求められる。今後の子どもの育ちを左右するのは、教師を含めた周囲の大人の理解である。	基本施策5(6)「学校・教員支援体制の充実」では、学校が保護者・地域から信頼される質の高い教育を推進していくための支援体制の充実について記載しています。また、教員の資質・能力の向上のため、現行の研修内容を検証し、研修体系の整備と内容を充実するとともに、児童・生徒理解に向けた教育アドバイザーによる若手教員への指導・助言についても充実していくこととしています。
124	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校・教育支援体制の充実	まずは各教員に時間的余裕をあげるところから始めてほしい。教育アドバイザー云々、教育推進室云々については、根本的な改善になるとは考えにくい。	
125	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校・教育支援体制の充実	教員の実質的労働時間の超過問題はWHOでも指摘されていたと思う。ここで取り上げるべき内容ではないかもしれないが、市として何かできる事はないかと常々思う。	教育推進室では、子どもや保護者はもとより、学校や教員の抱える課題を解決するため相談・支援機能があります。「教育推進室については教育センター的機能を発展・充実させていく」と記載しています。また、校務用ICT環境の有効的な活用法を研究するなど、教員の職務の効率化や事務処理の軽減等も図っていくこととしています。
126	第3章 施策の体系	Ⅱ 子ども、教育	基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	学校・教育支援体制の充実	ゆとりある学びの場のために、少人数制学級の推進を求める。また、教師が仕事量、責任の多さに心身共に壊れている現状の打開を求める。	
127	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	2. 地域コミュニティ、地域活動の支援と協働	地域コミュニティ	地域をどのように育て、ネットワークにしていけるか、総合的な施策が求められており、現在のコミュニティ構想だけでは困難である。交流やイベントでは、その力ははぐくまれない。もう少し小さな単位でのコミュニティを大切に課題解決の力が持てるようにつなげる必要がある。「地域フォーラム」の考えはよいが、地域の実情に合わせた支援とはどのようなものなのか。	Ⅱ.調整計画全体に関わる視点。2.地域コミュニティ、地域活動の支援の協働について、調整計画全体に関わる視点として記載しています。また、基本施策1(1)で「誰もが自由に参加でき地域で解決すべき課題について共有し、話し合うことができる場である地域フォーラムの取り組みを支援する」と記載しています。



第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し 番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分 野	項目			
128	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策1 地域 社会と市民活動の 活性化	コミセン	「エレベーターのないコミュニティセンターについては、バリアフリー化への取り組みとして設置等を検討する」とあるが、本町コミセンは残念ながら設置に至りませんでした。	意見として承ることとします。
129	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策1 地域 社会と市民活動の 活性化	コミュニティ	「青少年自身が地域の一員であるという自覚や愛着を…」このテーマを大人向けに適用して市民生活分野に追加してはいかか。	第五期長期計画期間における基本課題として「課題A 地域社会・地域活動の活性化」を示しており、その中で「地域への愛着や誇りを醸成し、共有する」と記載しています(長期計画P.22)。文化・市民生活分野だけではなく、全体に関わるキーワードとして調整計画でも引き継いでいます。
130	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策1 地域 社会と市民活動の 活性化	コミュニティ	コミュニティ協議会内にも協議会は貸し館業と勘違いされているのではないかとと思われる人がいる。市民が武蔵野市民らしくあるようにコミュニティ構想の周知が必要。	調整計画案には記載していませんが、市ではコミュニティセンターについてのリーフレットを作成し、コミュニティセンターを中心とした各地域のコミュニティづくりが進められていることの周知を行っています。その中でコミュニティ構想についても触れ、周知に努めているところです。
131	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策1 地域 社会と市民活動の 活性化	市民活動	「NPO・市民活動団体、企業や大学、さらにコミュニティ活動団体等、多様な主体間での連携と協働を実現していく」と記されているが、この文言を担保するために、多くの市民に地域活動の情報を提供し、取り組みについても紹介する中間支援組織(仮称「市民活動支援センター」)の設置について研究する。(運営は、指定管理者としてNPO法人に運営・企画することを想定している。)	武蔵野プレスは、活動したい人に対して団体の紹介、相談や社協と連携しコーディネート機能も担っています。また、ファンリネーター養成講座など中間支援を行う人材の育成に取り組んでいるところです。
132	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策1 地域 社会と市民活動の 活性化	市民活動の活性化	・地域社会と市民活動の活性化について コミセン等では多くの高齢者が地域活動に精力的に参加しているが、若い世代は少ない。年齢に関わらず多くの人を巻き込み、緩やかに支え合いを拡げていければ理想的だ。現存する活動の場に若い世代を呼び込もうとするだけでなく、若い世代が集まる場に現在活動している先輩方が顔を出せば、交流や相互理解が深まっていくと思う。	Ⅱ.調整計画全体に関わる視点 2.地域コミュニティ、地域活動の支援の協働について、調整計画全体に関わる視点として記載しています。また、基本施策1(1)で「誰もが自由に参加でき地域で解決すべき課題について共有し、話し合うことができる場である地域フォーラムの取り組みを支援する」と記載しています。
133	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策1 地域 社会と市民活動の 活性化	地域コミュニティ	まずは市民の意識向上から始める仕組みを考えるべき。	基本施策1. 地域社会と市民活動の活性化で、「地域の支え合いをキーワードに地域コミュニティのつながりを深めることが必要である」と記載しています。
134	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策1 地域 社会と市民活動の 活性化	担い手	策定委員が「ある問題をきっかけに運動を始めた市民に担い手になってもらうか」と、児童館問題について活動している我々を例として挙げたが、大変失礼な話だ。「地域活動の担い手」は問題意識から仕方なく引き受けている人が多い。「～なら〇さんに引き受けてもらえばいい」という安直な考え方をする人により消耗し、活動から手をひいてしまうものだ、とコミュニティの専門家ならば理解したほうがいい。	意見として承ることとします。
135	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策1 地域 社会と市民活動の 活性化	地域のつながりの共有	「市民ワークショップで、コミセンのプレス化という意見があった」との事。コミセン・コミュニティ構想がどういふのか市民にいかにか認知されていないか、わかりやすい例だ。	プレス化については、機能の複合化や多世代が交わる施設という意味と理解しています。また、認知の低さについては、市ではコミュニティセンターについてのリーフレットを作成し、コミュニティセンターを中心とした各地域のコミュニティづくりが進められていることの周知を行っています。その中でコミュニティ構想についても触れ、周知に努めているところです。
136	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策2 互い に尊重し認め合う 平和な社会の構築	性的マイノリティ	性的マイノリティ(LGBTQ)の方々、及び小中学生に対してその子どもらしい、その人らしい生活が送れるようにする。	基本施策2(1)一人ひとりが尊重される社会の構築で「偏見や差別がなく」で左記の意味合いを含めています。専門的に、あるいは個別計画も含めて議論を直す時間もないことから、六長等の俎上に載せることとします。
137	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策2 互い に尊重し認め合う 平和な社会の構築	平和教育	子どもの頃からの平和教育の必要性を訴え、学習する仕組みを示してほしい。	市では武蔵野プレスで、子ども向け平和イベントとして、読み聞かせ等を実施しています。戦争体験を語るビデオを全中学校に配布し、平和の教育に活用しています。
138	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策3 市民 文化の醸成	公会堂建替え	同じ役割の文化会館と、公会堂がどうなるかは市民の強い関心事であり、どちらかといえば公会堂の建て替えの希望の方が強い。文化会館は周辺に新たな飲食店街を形成できていない。吉祥寺駅からのバス便は豊富だが、南町、東町、境南、境地域からは必ずしも便利でない。タウンミーティングで市長の言葉「公共交通はすべて駅への便を中心に」というのが基本なら、公会堂は優れて条件を満たしている。	公会堂の建替えについては、都市基盤分野の基本施策7にて、「パークエリア内での武蔵野公会堂は老朽化が進んでいるが、公会堂敷地の利活用はまちづくりのうえで大きな要素となる」と記載しています。
139	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策3 市民 文化の醸成	武蔵野公会堂	武蔵野公会堂については吉祥寺南口の再開発を待たず「立て替え」できる可能性を含めるよう、「再開発に留意し、民間事業者との協力の可能性も含めた検討を進める」の文言をなくした方が良いのではないかと。	
140	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策4 市民 の多様な学びやす スポーツ活動への支 援	旧桜堤小学校跡地	スポーツ広場設置計画を再考し、多様な子育て・教育支援センターとしても利用した上で、部分的にスポーツ広場を設置することは可能か。	
141	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策4 市民 の多様な学びやす スポーツ活動への支 援	旧桜堤小学校跡地	小金井公園スポーツセンターや野球場、小金井公園、また近くに小金井市総合体育館や西東京市総合体育館などスポーツ施設が充実していることから、この地域においては機能が重複することになり、武蔵野市の公共施設への考え方からすると問題がある。桜堤児童館の機能拡充にある「地域が求める課題」を解決することがスポーツ広場を作るより優先すべき。	
142	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策4 市民 の多様な学びやす スポーツ活動への支 援	旧桜堤小学校跡地	旧桜堤小跡地に保育・学童・あそべえ・テンリオンあおばのような子育て支援・一時預かり機能などが含まれる複合型施設を、スケルトン・インフィル工法で作れば地域の課題解決(待機児童問題・学童クラブとあそべえの受け入れ人数超過状態・桜野小学校の教室不足・子育て支援の充実や宿泊をとまう一時預かりの不足)を一気に解消できる上に、桜堤地区の年少人口のピークを過ぎ、これらの施設が必要なくなったら市立保育園改築・改修時の代替施設として利用できる。もちろんコミセンや市民会館を改築・改修する際の代替施設や障がい者・老人施設としての利用も可能で、かけた費用以上の効果を見込めるのではないかと。	旧桜堤小学校跡地については、第五期長期計画において、「旧桜堤小学校跡地を利用し武蔵野駅圏に運動広場を設置する」と記述されているところです。しかし、一方で、桜野小学校児童数が今後も増加傾向で推移することが想定されていることから、市では桜野小学校の第2校庭として活用し、またその後には第二中学校の生徒増加や校舎の改築も考えられることから、当分、暫定的な運動広場として整備していく方針です。
143	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策4 市民 の多様な学びやす スポーツ活動への支 援	旧桜堤小学校跡地	保育園の特機児童問題や児童数増加、ライフスタイルやワーク・ライフ・バランスの変化により多様な利用方法を検討して決定するように変更してください。	

通し番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分野	項目			
144	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	旧桜堤小学校跡地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧桜堤小学校跡地は計画案ではスポーツ広場にするとありますが、桜堤地区の児童数が激増していること、一番近くの西東京市の新町児童館図書館分室等が閉鎖することを考えると、旧桜堤小学校跡地の一部は子育て支援施設として利用することを願います。</li> <li>・桜野小学校の児童数が激増していること、いずれ校舎の建て替えをしなければならないことを考えると、所有者の東京都と相談の上、旧くぬぎ園の土地と旧桜堤小学校跡地の一部を交換し、桜野小学校の敷地を拡大することを願います。運動会の時に、200mトラックを描くことができない運動場を見る度に心が痛みます。</li> <li>・武蔵野市には、児童が遊ぶようなプールがありません。小平市の東部公園プールのような施設があると良いと思います。旧桜堤小学校跡地利用の一つとして候補に入れられないものでしょうか。</li> <li>・西東京市の新町児童館図書館分室が閉鎖しました。旧桜堤小学校跡地の一部(一室)に、図書館分室を造ることを願います。</li> <li>・桜堤児童館の土地は借地だと聞きました。本当なら、児童館を旧桜堤小学校跡地の一部に移転し、少しでも固定費削減をいただければと思います。</li> <li>・物理的に桜堤調理場と桜野小学校の調理場を統合することはできないのでしょうか。また、食堂でも併設して、作っている(余った?)給食を現場で食べさせてくれるとなお良いです。</li> <li>・桜堤周辺は、急激に人口が増加したにも係らず、商業施設(主に小売店)が少ない状態が続いています。新規店舗が入るような土地がないのもその理由かと思われるので、旧桜堤小学校跡地の一部を民間商業施設に貸すようなことはできないでしょうか？</li> </ul>	旧桜堤小学校跡地については、第五期長期計画において、「旧桜堤小学校跡地を利用し武蔵境駅圏に運動広場を設置する」と記述されているところです。しかし、一方で、桜野小学校児童数が今後も増加傾向で推移することが想定されていることから、市では桜野小学校の第2校庭として活用し、またその後には第二中学校の生徒増加や校舎の改築も考えられることから、当分、暫定的な運動広場として整備していく方針です。
145	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	旧桜堤小学校跡地	桜堤団地の児童数が激増していること、またサンヴァリエの高齢者が増加していくことを考え、両方が一緒に活用できる施設を提案します。	
146	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	市民会館	市民会館は社会教育施設であることから、武蔵野プレイス、ふるさと歴史館とともに生涯学習機会の充実へ寄与するために活性化を図るべきと考える。	市民会館についても、プレイスやふるさと歴史館とともに生涯学習の拠点として追記しました。
147	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	社会教育	武蔵野市の社会教育事業(生涯学習スポーツ課事業)は、教養的な内容が多く、武蔵野市の特長であるコミュニティ政策や、市民主体の地域運営に必要な地域課題の学習への配慮が薄い。そのため、これらの学習機会を充実させ、市民主体のコミュニティ形成やまちづくりを学習面から促進すべきと考える。	II.調整計画全体に関わる視点において、地域コミュニティ、地域活動の支援と協働を記載しています。
148	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	東京オリンピック・パラリンピック	長期計画・調整計画に載せるべき施策だろうか？	東京オリンピック・パラリンピックは、スポーツに留まらず、教育や文化への活動にも寄与するイベントであり、これを契機に市民一人ひとりが豊かな生活をつづけられるよう記載しました。
149	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	図書館	「図書館に期待されるサービスが多様化しており」とあるが本当か。図書館が対応するべきサービスなのか。具体例を挙げたほうがいい。	基本施策4(3)図書館サービスの充実の1段落目に記載している内容が多様化したサービスであり、図書を通じて得られる学び、地域における様々な資料・情報の提供などが地域に密着した図書館には求められています。
150	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	図書館	武蔵野プレイスの一階で食事をしているのはどうかならないか。なにも図書館で食事をしなくてもいいでしょう。	意見として承ることとします。
151	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	図書館	より良い吉祥寺図書館にする施策計画に、図書館業務受託経験の視点を持つ当団体が参加させていただく事を提案させていただきます。	意見として承ることとします。
152	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	ふるさと歴史館	武蔵野の歴史文化に雑木林を欠くことはできない。「歴史的価値の継承と創造に取り組む」とあるが、これは過去のものに対する「価値」への取組であって、今もなお健康的な状態に保てる生きた歴史資産の雑木林へのものではない。	意見として承ることとします。
153	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	武蔵野プレイス	武蔵野プレイスは図書館ではない。図書貸出機能のある複合機能施設だ。図書館に期待されるサービスは明るくてオシャレな建物やカフェではない。	意見として承ることとします。
154	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策7 災害への備えの拡充	自主防災組織	自主防災組織をどのように作り、どのように活動の向上のために具体的な支援を行うか触れられていない。そのための具体的なプログラムが必要である。市の防災に関する方針があっても、そのことが市域全体にどのように理解され、連携できるか見えてこない。	具体的支援内容については総合計画ではなく、地域防災計画にて示しています。なお、現状では、地域の要望に応じた市職員からの説明や防災フェスタによる市民への周知を行っています。
155	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策7 災害への備えの拡充	発災時の子どもへの対応	先に配布された「東京防災」では都心で最悪の震災被害が起きた場合、勤務中の人は社内に三日間留まり、救助や復旧の妨げにならないよう急いで帰宅しない事としている。その場合、残された子どもへの対応がどうなるのかの記述も必要。場合によっては保育所や学童クラブ、小・中学校等もどう対応すべきかの指針も示す必要もある。	地域防災計画において、勤務地に留まることを余儀なくされた保護者の子どもは、安全確認ができるまでの間、保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者への引き渡しができる場合に帰宅させることとしています。
156	第3章 施策の体系	Ⅲ 文化・市民生活	基本施策7 災害への備えの拡充	避難における具体的な対策	学校の避難所開設も重要であるが、それだけでは避難も支援も不可能であり、具体的な対策が必要である。また、情報伝達の方法も具体的に求められている。	基本施策7にて防災態勢の強化及び災害に備えたまちづくりについて記載しています。なお、具体的な支援内容については地域防災計画にて示しています。

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し 番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分 野	項目			
157	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策7 災害 への備えの拡充	福祉避難所	高齢者等に必要な支援を自宅で継続して避難生活を送る方のように届けるか、それも継続的に可能かが問 われている。	コミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として、在宅生活を続けられる方等へ、物資配給・相談 など共助の体制を推進しています。
158	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策7 災害 への備えの拡充	ブロック塀	ブロック塀の撤去。特に傾いたものは強制撤去。	市では、強制撤去はできないものの、住宅などの敷地で道路に面する部分は、緑化することで景観の向上、環境 保全機能、延焼の防止などの役割を果たすため、条件はあるものの、生垣の植栽及びそれに伴うブロック塀の 撤去に助成を行っています。
159	第3章 施 策の体系	Ⅲ 文化・ 市民生活	基本施策7 災害 への備えの拡充	防災意識の向上	市民の防災意識を高める必要がある。その上で初めて自助・共助による防災が成り立つ。避難所運営組織につ いても「避難所を開設して保護してくれる組織」ではなく、「市民の手によって円滑な避難所運営ができるよう、手 助けをする組織」であることを広く伝えないと、何の意識も備えない市民が集まり、混乱が起こることは明らかで ある。	市民の防災意識は必要であり、今後も防災訓練等を通じて市民への意識啓発を行っていきます。そのため、防 災訓練の重要性の発信について基本施策7災害辺の備えの拡充で記載しています。
160	第3章 施 策の体系	Ⅳ 緑・環 境	基本施策1 市民 の自発的・主体的 な行動を促す支援	環境啓発の推進	エコプラザ(仮称)については、その位置づけ等について施設・周辺整備協議会で検討中であるため断定的な表 現は避けるべきである。「その主要な取り組みの1つとして、現クリーンセンター管理棟などの有効活用を検討 し、環境啓発拠点(エコプラザ(仮称))の開設を目指す。」との修正を提案する。	意見を踏まえ、表現を一部修正しました。
161	第3章 施 策の体系	Ⅳ 緑・環 境	基本施策1 市民 の自発的・主体的 な行動を促す支援	環境啓発の推進	(1)総合的な環境啓発の推進 以下のとおり、訂正してください。 「資源、エネルギー、ごみ、緑、生活環境などの多様な視点から、環境啓発を充実させていく。また、それらの連 関について理解を深めることが、新たな活動へとつながる。そのため、ごみや環境などに関する情報発信を総合 的・一元的に実施していく。その主要な取り組みの一つとして、現クリーンセンターの管理棟などの有効活用を検討 し、環境啓発の拠点としてのエコプラザ(仮称)の開設を目指す。周辺まちづくりとの融合制や施設のあり方につ いて、現在まで築いてきたクリーンセンターにおける市民参加を継承しながら、地域住民を含む協議会において 全市民的な議論を行っていく。」	意見を踏まえ、以下のとおり表現を一部修正しました。 基本施策1(1)総合的な環境啓発の推進 ・「水の学校」の発展などを削除しました。 ・「クリーンセンターの～に向けて」を「クリーンセンターの既存施設を有効活用した環境啓発拠点(エコプラザ(仮 称))の開設を目指し」に変更し、「地域の意見を聞きながら」の前に「これまでの市民参加の検討を踏まえ、」を追 記しました。
162	第3章 施 策の体系	Ⅳ 緑・環 境	基本施策2 環境 負担低減施策の推 進	エネルギー	P33 9行目～「水素エネルギー利用の拡大なども」を削除し、「再生可能エネルギーの導入とともに、エネルギー 利用の効率化や水素などの新たなエネルギー利用形態も」に修正すべき。再生可能エネルギーや未利用エネル ギー、水素などについて広めに幅を取って書いた方が将来的に有利かと思う。また、「ながら」が一文に2回連続 しているのは読みづらい。	水素エネルギーについては、幅のある記載のほうが適切と考え、意見のとおり修正しました。 なお、「ながら」の表記が重複するため、前半の「ながら」を削除しました。
163	第3章 施 策の体系	Ⅳ 緑・環 境	基本施策3 「緑」 を基軸としたまち づくりの推進	生物多様性	第五期長期計画に明記されている生物多様性は、いまだ十分に浸透していないのにもかかわらず、調整計画で 削除するのはおかしい。引き続き明記するとともに、生物多様性の観点から水と緑のネットワークの形成を図る べきと考える。	生物多様性については、長期計画での位置付けを受け、生物多様性の基本的考え方を示す計画を策定すること を以下のとおり記載します。 基本施策3(3) 1文目の後に以下のとおり記載しました。 「仙川リメイク(武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画)に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の 整備手法について検討するとともに、これら緑と水がもたらす生物多様性について基本的な考え方を示す計画を 策定する。」
164	第3章 施 策の体系	Ⅳ 緑・環 境	基本施策3 「緑」 を基軸としたまち づくりの推進	雑木林	武蔵野の緑の歴史的な背景を考えると、武蔵野台地の伝統的な農業空間(里地里山など)を表す用語を入れる ことを強く提案したい。	
165	第3章 施 策の体系	Ⅳ 緑・環 境	基本施策3 「緑」 を基軸としたまち づくりの推進	雑木林	前文の表現では、武蔵野という地勢を踏まえた武蔵野らしい緑のあり方の具体的なイメージが湧いてこない。武 蔵野市の緑を代表する言葉を使って特徴をはっきりと打ち出す必要があると思う。 雑木林は地域の緑を題材にした自然環境教育の場としても大切だ。子供たちはこのような伝統的管理による雑 木林を直に体験することで、変化に富んだ自然環境、生態系、生物多様性の姿を実際に学ぶことができる。同時 に、付随する地域の歴史と文化もその環境に触れながら理解を深めてもらうことができ、次世代に継承してい くことができる。 このように、「雑木林」は武蔵野市の地域を象徴する緑であり、武蔵野市ならではの緑のあり方の代表例でもあ る。したがって、前文には是非とも「雑木林」という言葉を使い武蔵野市の緑とそのあり方を謳っていただきたい。	「里地里山」「雑木林」というキーワードは意識しつつ、特定の時代を例示として表現せず、全市民的イメージ・パ ランスを踏まえた記述としています。なお、「雑木林」については「緑」「緑地」「樹林」といった表現に含めて考えて います。
166	第3章 施 策の体系	Ⅳ 緑・環 境	基本施策3 「緑」 を基軸としたまち づくりの推進	緑	「緑を維持・保全していくことは簡単なことではない。」とあるが、簡単なことではないのはどの施策にも共通する 当然のことだと思ふ。それを、あえてここでそう書くからには、他の課題にも増して具体的な強力で、緑の維持・ 保全に取り組む計画が示されているのかと考えたが、ほとんど書かれていない。これでは、「緑」を基軸としたまち づくりの推進計画とは言えない。 以下に1つの案を示す。今後、民有地の緑保全のための取り組みを具体的に進める。まず、在来の植物、外来 の植物、園芸種の区別を、市民が認識できるように手立てを講じる。また、武蔵野台地の自然を巧みに利用して そこで生活を営んできた先人たちの残した雑木林等の貴重な緑にも目を向け、現在市内にわずかながら残って いる里地里山に対する理解が市民の間に深まるような手立てを講じる。これらの景観は、歴史的・文化的に高い 価値がある。そこで、これを市民生活に生かすとともに、外に向けては観光資源として発信する。さらによりよい 形で未来に継承していく取り組みを進める。	市では、これまで長期計画において「緑の保全と創出」を掲げ、公園緑地の整備・拡充や民有地の緑における 新たな誘導と支援の検討に努めてきましたが、依然として特に民有地の緑は減少傾向が続いていることを受け て、とりわけ、緑の維持保全が難しいとの現状認識を示し、課題と捉えていることを表現するため表記していま す。 なお、具体的な計画は、個別の計画で対応していくもので、長期計画ではより大きな方向性を示しています。

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し 番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分 野	項目			
167	第3章 施 策の体系	IV 緑・環 境	基本施策3「緑」 を基軸としたまち づくりの推進	緑	(1)と(2)のタイトル内容が重複しているので、統合修正するか、「(1)市民・事業者との連携による緑の民有地の緑化の推進(民有地の緑についての記述部分)」、「(2)潤いある緑環境の形成(公が整備していく公有地の緑についての記述部分)」に分ける書き方にすべき。	意見を踏まえ、(1)の「仙川リメイク」に関する記述は(3)に移動します。 (3) 1文目の後に以下のとおり記載しました。 「仙川リメイク(武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画)に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の整備手法について検討するとともに、これら緑と水がもたらす生物多様性について基本的な考え方を示す計画を策定する。」
168	第3章 施 策の体系	IV 緑・環 境	基本施策3「緑」 を基軸としたまち づくりの推進	緑	「みどり」には生態系、生物の生息空間といった自然環境の形成が大きな役割としてあるが、街づくり目線からしか捉えておらず、本文中に「生き物」「生態系」「生物多様性」などに関して一言も言及が無いことは片手落ちであり、これらの観点をどう認識しているのか強く疑問を感じる。	
169	第3章 施 策の体系	IV 緑・環 境	基本施策3「緑」 を基軸としたまち づくりの推進	緑のネットワーク	なぜ緑と水のネットワーク化を推進する必要があるのかという点、生物の生息空間又は生態系、生物多様性の保全に対して重要であるからであるが、本文中にはそのような記述が一切ない。 また、「ネットワーク化」の意味について、市内での緑や水のネットワーク化による生息空間の連続性の確保という意味と、広域の緑の連携について同じ文脈で書いてあるため、混乱してしまう。「(4)周辺地域との広域的な連携」として項目を立てる方が整理しやすい。玉川上水流域の話も加えた方が良い。	生物多様性については、長期計画での位置付けを受け、生物多様性の基本的考え方を示す計画を策定することを記載します。 基本施策3(3) 1文目の後に以下のとおり記載しました。 「仙川リメイク(武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画)に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の整備手法について検討するとともに、これら緑と水がもたらす生物多様性について基本的な考え方を示す計画を策定する。」 後段の意見については、緑と水のネットワークの観点を踏まえ、緑も水も広域的な連携について表記しています。また玉川上水については、千川上水や仙川とともに、水と緑のネットワーク形成を図る上で、重要な基軸と捉えていますが、市の直接的な関与が難しく個別事項であるため調整計画では表記していません。
170	第3章 施 策の体系	IV 緑・環 境	基本施策4 循環 型社会システムづ くりの推進	ごみ	ごみ処理経費の軽減とあるが、今後財政が厳しくなることも考えると資源ごみ収集の有料化なども考慮に入れた記載方法に変更するべき。	市では、資源ごみ収集の有料化も1つの方策であるものの、今後の研究課題であり、調整計画期間内での具体的検討は困難であると考えています。
171	第3章 施 策の体系	IV 緑・環 境	基本施策4 循環 型社会システムづ くりの推進	ごみ減量	ごみの分別の仕方、ごみ処理にかかる経費など、行政からの情報が市民に届いていないと感じている。市民の環境に対する関心が高まるよう、目に見える情報発信が必要なのではないかと思う。	情報提供・啓発事業の実施については「基本施策4(2)ごみ減量及びごみ処理経費の軽減」に記載しています。
172	第3章 施 策の体系	IV 緑・環 境	基本施策4 循環 型社会システムづ くりの推進	ごみ減量	市民の自発的・主体的な行動を促す事業(支援)として、以下を提案する。 ① エコポイント制度の導入 ② 庁内連携による児童・生徒に向けた環境教育 ③ 事業者との連携(ごみの排出抑制・削減での協力、中規模事業でへ立ち入り検査の実施) ④ ごみ減量によるごみ処理費用削減効果の見える化(一般廃棄物会計の研究・実施) ⑤ ごみ・資源物収集カレンダーの作成と全戸配布 ⑥ 有料ごみ指定袋による収入の使途の明確化(基金化の導入) ⑦ ごみ減量について市民一人ひとりの行動につながる市民(企業、NPO法人、任意団体等も含む)からの「協働提案事業」(例:「家庭から出る生ごみを減量する施策の普及・拡大」)について募集を実施する。	意見として承ることとします。具体的提案については、担当部署へ申し伝えます。
173	第3章 施 策の体系	V 都市基 盤	基本施策1 地域 の特性にあったま ちづくりの推進	用途地域 高度地区	“現行の「都市計画の用途地域並びに高度地区」の見直しも行っていく。”という趣旨の文言を入れて頂きたい。	平成25年度に高度地区の都市計画を決定しました。市は最低限の規制を定めています。それ以上の規制については、地区計画や地区まちづくり計画等、地域ごとのまちづくりにおいて実現できると考えています。
174	第3章 施 策の体系	V 都市基 盤	基本施策4 道路 ネットワークの整備	生活道路	生活道路の整備・取り組みを推進し「交通規制を強化」とあるが、現状は交通量も多く、30キロ制限にもかかわらず、スピードオーバーの車がみられる。警察による取締の必要性を感じている。市区境の道路を西十一小路を南方向の一方通行にすることにより東十一小路の生活道路の安全性・快適性を確保出来ると思う。	生活道路の安全性や快適性の確保については、「基本施策4(1)生活道路の整備」に記載しています。
175	第3章 施 策の体系	V 都市基 盤	基本施策7 三駅 周辺まちづくりの 推進	イーストエリア	「市有地の有効活用などの対応を急ぐ必要がある」とあるので、是非本町コミセンの建替えも視野に入れて考えていただきたい。	計画案の一部を以下のとおり修正します。 基本施策7(1)② 「…、暫定自転車駐車場として使用している市有地の新たな土地利用の検討、整備を進め、エリア全体の活性化を図っていく。」
176	第3章 施 策の体系	V 都市基 盤	基本施策7 三駅 周辺まちづくりの 推進	吉祥寺の再開発	災害対策として吉祥寺駅南口井の頭通り沿いの、市で最も古いビル群の再開発を急いでほしい。災害時の輸送幹線道路が一番不安を抱えている。バス停留所、バス回しだけの問題に矮小化すべきではない。	基本施策7(1)①において、「井ノ頭通り、北口駅前広場及び周辺道路を含む総合的な交通体系を研究・検討し、駅周辺部の交通課題の解決を図る。」とし、また②では、公営敷地の利活用について「駅周辺街区を含めた利活用について検討を進める。」として、交通体系だけでなくエリア全体の課題解決を視野に入れた検討を行っていくことを記載しています。
177	第3章 施 策の体系	V 都市基 盤	基本施策7 三駅 周辺まちづくりの 推進	タイトル	駅周辺地域の開発を述べているにもかかわらず、現状では市内を三つの圏域に分けたときの各圏域の開発を述べているように錯覚されやすいので、駅周辺地域であることを明記すべき。	意見を踏まえ、基本施策7(1)(2)(3)のタイトルを「吉祥寺駅周辺」「三鷹駅周辺」「武蔵境駅周辺」に変更しました。
178	第3章 施 策の体系	V 都市基 盤	基本施策7 三駅 周辺まちづくりの 推進	都市像	武蔵野市、特に吉祥寺の都市像をまとめて示してほしい。立川、国分寺、三鷹の各駅周辺を見ると、危機感を覚える。井の頭という恵まれた条件を活かしていない。どんどんつまらなく、買いたい物が無い町になりつつある。	まちの魅力を高めたいため、個性を活かしたまちづくりを進めていくこととしています。
179	第3章 施 策の体系	V 都市基 盤	基本施策1 地域 の特性にあったま ちづくりの推進	境浄水場	境浄水場の立替計画について調整計画案では全く触れられていない。近隣住民にとっては影響が大きい上、武蔵野市民が必要とする浄水場ではないのだから、丁寧な説明と十分な話し合いが持たれるべきと考えます。	「基本施策1(3)土地利用の計画的誘導」の「公共公益施設」の中に境浄水場も含まれると考えています。

第五期長期計画・調整計画案に対する意見集約表(パブリックコメント)

資料1-1

通し 番号	計画案の分野			テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	中項目/分 野	項目			
180	第3章 施 策の体系	V 都市基 盤	基本施策8 安全 でおいしい水の安 定供給	都営一元化	災害への備えの面からも、都営一元化は目標日程を明記すべき。また一元化に際しては、今PRLしている「武蔵野 市のおいしい水」を維持するのが、諦めるのかもはっきりさせるべき。	東京都との協議によるため、市側の意思で目標日程を記載するのは難しいと考えています。
181	第3章 施 策の体系	VI 行・財 政	基本施策2 市民 視点に立ったサー ビスの提供	西部地区への施設整備	市政の中心が東側で、小さな子を連れて検診などに出ていくのがとても大変です。西側地区にぜひ保健センター と市政出張所機能を併せ持つ施設を希望します。	意見として承ることとします。
182	第3章 施 策の体系	VI 行・財 政	基本施策3 市民 に届く情報提供と 市民要望に的確に 応える仕組みづく り	市民に届く情報提供	小さい子を抱えながら奮闘している私たちは、こういう機会でも提出するための意見を書いたり、出席するための時 間を作ることが非常に難しいです。私の周りのママたちはそんなことについて聞いたり読んだりする時間がなく、 意見を提出することができずにいます。反対意見がないから、反対者がいない、という結論に至るのではなく、言 いたくても時間がない、知りたくても余裕がない人たちの意見を、どうか聞くように工夫してください。	基本施策3(2)積極的な情報発信と市民ニーズの把握にあるとおり市民ニーズの把握手法については、様々な 手段の充実を図るべきと考えています。
183	第3章 施 策の体系	VI 行・財 政	基本施策4 公共 施設の再配置・市	公共施設	議員の「公共施設は新設しないような書き方は誤解をまねく」という内容の発言には大いに同意する。	意見として承ることとします。
184	第3章 施 策の体系	VI 行・財 政	基本施策4 公共 施設の再配置・市 有財産の有効活用	公共施設の再整備	施設の統廃合や複合化・転用は経営的な視点のみで判断するのは間違いない。今後、公共施設の再整備について は、さまざまな立場の市民や地域コミュニティの事情も考えた上で判断すべきと考える。	市民・市議会・行政が経営的視点も含めた情報を共有した上で、将来のまちづくりという視点で幅広い協議が必要 と考えています。
185	第3章 施 策の体系	VI 行・財 政	基本施策6 チャレ ンジする組織風土 の醸成と柔軟な組 織運営	公共的経営力	「公共的経営力」という言葉は、一般市民には理解しにくいのではないかと思います。この記述であれば、用語 の説明が必要ではないかと思えます。例えば用語説明として「行政のマネジメント(運営面)領域、財政面領域、 それらの総合力をいう。」など。	策定委員会での議論の中で、民間の経営力と区別するため、行政の経営力という意味で、公共的経営力という 表現になりました。
186	第3章 施 策の体系	VI 行・財 政	基本施策6 チャレ ンジする組織風土 の醸成と柔軟な組 織運営	市職員	現在の職員は、行政機構内の条件に縛られ過ぎていて、市民から見ると官僚的・閉鎖的な場合が多いといわれ ている。そのため、市民とのコミュニケーションを活発化させる施策が必要と考える。また、行政の仕事はたんに コスト削減やスピードのみならず、質の高い成果をあげることが必要なので、効率的に加えて効果的という言葉も 入れるべきと考える。	市職員と市民のコミュニケーションの活性化は、重要なことと考えています。行・財政分野の基本施策3「市民に 届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり」の中で、記載しました。「効果的」については、ご指摘を踏 まえて修正しました。
187	第3章 施 策の体系	VI 行・財 政	基本施策6 チャレ ンジする組織風土 の醸成と柔軟な組 織運営	組織風土	新しいことにチャレンジしづらい雰囲気があるため、チャレンジが評価につながるのと同時に、周囲も歓迎するよう な組織風土の醸成が重要である。また、平時の組織運営だけでなく、災害時のことにももう少し触れることを提案す る。	指摘内容については、基本施策5及び基本施策6に記載しています。
188	第4章 財 政計画	4. 財政計 画		財政計画	生産年齢人口の減、公共施設の総量の縮減とあるが、子どもたちが武蔵野市で暮らして生きたいという街づく りを推し進めるために必要な施設は確保し、場合によっては新設することにより、生産年齢人口の流出を抑え、流 入を促すことにつながる。あまり楽観的なことを書かれても困るが、悲観的な観測で締めである計画案では希望 が持たない。	財政予測は、調整計画を策定するにあたり、現在の社会経済状況、社会保障制度や税財政制度を前提とし、市 の将来の人口推計を鑑みた上で、一つの可能性として示したものです。シミュレーションでお示したような財源 不足に陥らないよう、「持続可能な都市」を目指し、施策を進めることが重要であると考えています。
189	その他				ショッピングや娯楽の充実した東側に対し、中途半端でなく、西側は思いっきり「自然と暮らし」など、軸を決めて、 テーマを決める。極端に言えば、桜堤小跡地を田んぼにしてしまい、巨大ビオトープと公園、スポーツ施設にし て、老若男女が集えるようにする。 もしくは「西は教育」とテーマを決めて、最近流行の All English で過ごす英語村、のような街・施設を作る。全小学 生～高校生が、そこでセカンドスクールのように1週間、10日過ごす、あるいは、毎週何曜日はそこで過ごす、の ようにする。英語だけでなく、中国語や韓国語など、世界を感じる国際街にするのも手。	意見として承ることとします。
190	その他				議員からも意見があったが、分野ごとに意見交換会を行ってほしい。	意見交換会のあり方については、次期の計画策定に向け、検討します。